

学校法人 後藤学園
理事会 殿
評議員会 殿

監事の意見書

学校法人後藤学園寄附行為第15条の規定に基づき、令和4年度収入
支出決算書、財産目録帳簿及び証拠書類に基づき各項目について監査した
結果、その内容は適正なものであると認めます。又、理事の業務執行状況
に関する不正の行為または法令もしくは寄附行為に違反する事実のないこ
とを確認いたしました。

令和5年5月30日

学校法人 後藤学園

監事 伊藤 章 雄 

監事 荻 嶋 亮 